

## 7. タクシー事業の概況

九州管内の令和元年度末現在の許可事業者は、法人タクシー845社・個人タクシー3,158者であり、昭和50年度以降多少の変動はあったが、減少傾向が続いている。輸送人員についても、自家用自動車の普及など社会的構造の変化を要因として、昭和47年度の5億6,483万人をピークに減少傾向が続いており、令和元年度は、対前年比7.0%(1,122万人)減で、ピーク時の約26.4%にあたる1億4,939万人まで落ち込んでいる。

タクシーについては、平成14年の規制緩和により参入や増車は自由化されたものの、サービスの多様化等を通じて需要が増加するという効果が発揮されず、むしろ、多くの地域では景気低迷等により需要が落ち込んだため、供給過剰状態が生じた。

その様な供給過剰の問題の解決を図るため、平成21年10月1日に特措法(※1)が施行され、九州管内では21地域が特定地域として指定された。これらの地域では、同法に基づき新規参入や増車について抑制措置が講じられるとともに、協会や各事業者によりタクシー事業の活性化や適正化のための事業再構築が進められた。一定の成果はあったものの全般的には、多くの地域で供給過剰が解消されなかったため、早期解決とサービスや安全性の向上の実現を図る目的で、改正特措法(※2)が平成25年11月27日に成立し、平成26年1月27日に施行された。その結果、平成26年度には、九州管内において21地域が準特定地域に指定され、公定幅運賃制度が導入された。それら準特定地域のうち、更なる活性化と供給輸送力の適正化を図る必要がある地域として、平成27年度以降8地域が特定地域に指定された。令和2年4月1日現在、3地域が特定地域、15地域が準特定地域に指定されている。

タクシー事業にかかる各指標の中で、車両数については、近年微減傾向が続いており、ピーク時である平成17年度の33,521両に対し、令和2年度は、その約77.1%にあたる25,852両となっている。また実働率については、昭和40年代後半の90%超をピークに、特措法による適性化の取組とあわせ近年の運転者不足の影響から令和元年度は64.9%とまで下降している。総営業収入については、平成2年度をピークに減少傾向が続いており、令和元年度は、平成2年度の2,847億8,043万円の約46.6%にあたる1,327億8,049万円となっている。一方、実働1日1車あたりの営業収入を見ると、平成21年度が18,416円であるのに対し、令和元年度は21,799円と、約18.3%の改善が図られている。

また、特措法と併せて改正されたタク特法(※3)により平成27年10月1日からタクシー運転者の登録制度が全国に拡大された。これにより、輸送の安全及び利用者利便の確保を図るため、タクシー運転者には定められた講習を受講した上で登録することが義務付けられた。

※1 特措法＝特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

※2 改正特措法＝特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

※3 タク特法＝タクシー業務適正化特別措置法